

資料

(1) 長野県から各市町村国民健康保険課への通達

16厚国第104号

平成16年(2004年)6月16日

市町村国民健康保険主管課長 様

長野県社会部厚生課
国民健康保険室長

国民健康保険法第44条の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免について

このことについては、昭和34年3月30日付け保険発第21号「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について」(以下通知)によっているところであり、この取扱については保険者である市町村長が、申請のあった都度判断することとなりますが、恣意的な判断を排した、客観的で公平な処理が必要であり、あらかじめ規制や取扱要領を整備しておくことが望ましいと思われる。

先にご協力いただいて実施した「減免等の規則、要領等の策定調査」の結果では、まだ39保険者が策定されていない状況となっております。規則、要領等未策定の保険者にとっては、制度の趣旨をご理解の上、申請があった時にはスムーズな対応ができるよう早急な対応をお願いします。

また、既に規則等を設けている保険者であっても、取扱要領等具体的な運用基準を定め、この制度の趣旨と活用についてより広く被保険者に周知されるとともに、適正な処理ができるように配慮願います。

なおこの運用については下記事項を参考にして下さい。

記

1 規則等の策定の必要性

国民健康保険法第44条については、(法第43条にあるように)「条例又は規約で」と言うしぼりはないため、議会の議決を必要とせず保険者の権限で行うことができる。しかし、減免、徴収猶予などを全く行わないとすることは、法第44条の趣旨からみて適当ではない。このことから、規則等を策定し運用の基準を明確にす

ることが望ましく、さらに、法第44条の趣旨及び運用基準などを被保険者に周知する必要がある。

2 法第44条の考え方

一部負担金の徴収猶予、減免にあたっては、被保険者が医療機関に受診する際に、あらかじめ一部負担金の減免又は徴収猶予の申請を受け、市町村長が法第44条の「特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるもの」に該当するかどうかを判断することとされており

(1)「特別の理由のある被保険者」について

通知では、以下のいずれかに該当した場合と定められている。

- ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、不具者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ウ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- エ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(2)「一部負担金を支払うことが困難である」について

通知では「生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適性を実施するよう配慮すること。」とされており、保険者がこの趣旨に沿って個別具体的な事例について判断することとなるが、以下のものが判断材料として考えられる。

- ・医療費の見込み額
- ・世帯全員の収入の状況
- ・預貯金、資産の状況及び借入れ等の状況

申請時、これらの資料の提出を求め、これに基づいて、必要となる医療費、基準生活費、実質収入の算出を行い、実質収入が、医療費と基準生活費の合算額を下回る場合（実質収入＜医療費＋基準生活費）に、減免、徴収猶予を適用することが考えられる。（参考のホームページ参照）

3 調査

申請された内容に誤りがないかを確認するために、必要がある場合は、法第113条及び法第113条の2の規定を適用することができる。

4 保険医療機関への支払手続

承認された被保険者には通知書を発送するとともに、徴収猶予、減免の対象者でありことの証明書を交付する。保険医療機関では、この証明書により、減免された自己負担額を徴収し、その額をレセプトに記載する。このレセプトにより保険者から医療機関へは、連合会を通じて、通常の保険者負担分に加え、通常の一部負担金と減ぜられた一部負担金の差額が支払われる。

〔参考〕

- ・ 昭和34年3月30日付け保険発第21号通知
- ・ 基準例等（URL）……略

(2) 長野県から国に提出された要望書

長野県は2004年8月27日、厚生労働省の関係部局に下記の要望書を提出した。

< 社会援護局長あて >

生活保護費国庫負担金の負担割合の堅持について

生活保護は、憲法の理念に基づき、国が自らの責任のもと、すべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、その財源についても、本来ならばすべてを国が義務的に負担すべき性格のものです。

したがって、生活保護費国庫負担については、少なくとも現在の負担割合を堅持するよう要望します。

< 社会援護局長あて >

生活保護制度における自動車保有要件の緩和について

生活保護法の目的である、最低限度の生活の保障及び自立の助長を図るため、生活保護制度における自動車の保有(使用)の可否は、全国一律ではなく、地域における自動車保有(使用)の必要性により実施期間において判断できるものとするよう要望します。

< 保険局長あて >

地方単独医療費助成制度の実施に伴う「国民健康保険国庫負担金の減額調整措置」の廃止について

乳幼児や障害者などを対象とする地方単独医療費助成制度を現物給付により実施した場合、国民健康保険の国庫負担金が一定の条件の下に減額調整されることになっており、特に平成4年度以降この措置は強化されたところ です。

医療費助成制度が地域福祉に大きな役割を果たしていることから、「国民健康保険国庫負担金の減額調査措置」を廃止するよう要望します。

< 雇用均等・児童家庭局長あて >

乳幼児等に対する国の医療費助成制度の創設等について

平成14年10月の医療保険制度の改正により、3歳未満の乳幼児にかかる医療費の一部負担金が3割から2割に引き下げられましたが、引き続き、医療費負担割合の軽減とその対象者の拡大に努めるよう要望します。

また、子育て支援をなお一層充実させるため、国において乳幼児及びひとり親家庭に対する現物給付による医療費助成制度を創設するよう要望します。

(3) 04年12月県議会において、福祉医療制度など 前進回答得られる

県との懇談が行われた半月後に開会した2004年12月県議会で、日本共産党石坂ちほ・高村京子両議員が我々の要望を取り上げた質問をした。それに対して田中康夫知事および堀内清司社会部長から前向きな答弁がされた。

福祉医療制度について

1レセプト300円の自己負担を見直し、自動給付方式の見直し、乳幼児医療費の窓口無料化についての検討が表明された。

高村県議質問

1レセプトごと300円の負担は所得に関係なく一律であり、一刻も早く見直しを。来年は制度を見直す年であり、当事者の意見をしっかりと踏まえた福祉医療制度として再構築をしていただきたい。乳幼児窓口無料化について県の決意をうかがいたい。

田中知事答弁

「福祉医療制度のあり方検討委員会」を設け検討し平成15年7月に制度改正を行った。

窓口無料化を行っていた市町村がそれを「前進」とすると、後退してしまったというところもあり、忸怩たる思いをしている。

受益者負担や窓口無料化の見直しは、制度の根幹に関わる問題で、県と市町村が共同で考えるべき重い課題。自動給付制度は、再度見直しを行う時期に来ていいるということを充分承知している。

国保一部負担金の減免制度について

適応基準の策定が進んでいることが明らかになった。

高村県議質問

県は6月に市町村に対して「国保44条の規定による医療機関での一部負担金の猶予及び減免制度の策定」を通達したが、その後の進展はどうか。

堀内社会部長答弁

一部負担金についてより公平・適正に運用をはかるため「減免の適応基準を定め、加入者に周知を図る」よう依頼したところ、基準が57市町村から85市町村になっており、まだ定めていない市町村保険者には速やかに適応基準を定めるよう求めていきたい。

高額療養費の受領委任払い制度について

国が否定的見解を示すなか、前向きな回答が示された。

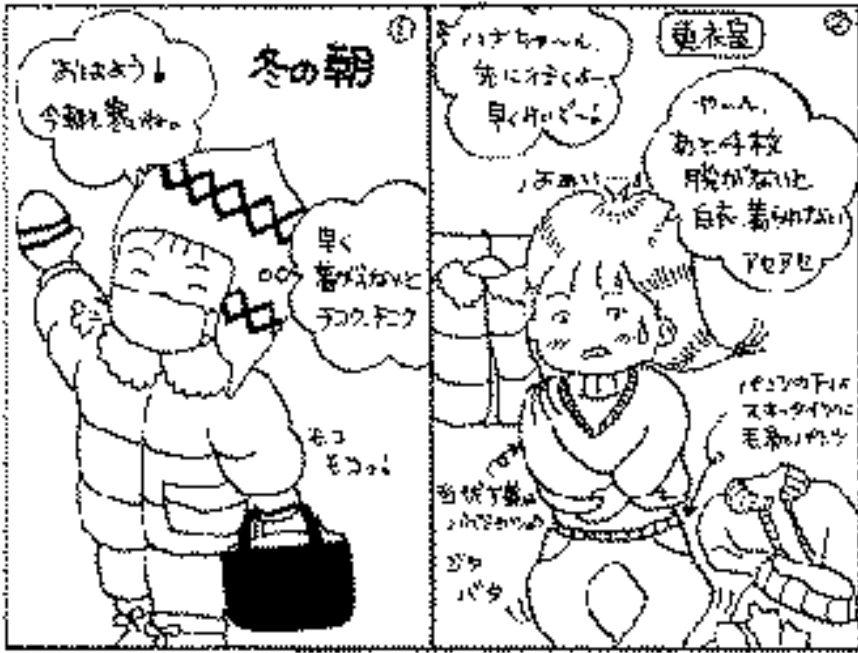
石坂県議質問

困難な条件に置かれている人ほど申請手続きが困難で利用できないという悪循環、矛盾が生じている。県としての財政負担が伴うものでもないのに、実施が促進されるよう具体的な努力をお願いしたい。

田中知事答弁

高額療養費の窓口負担が困難な方に対しての対応の実態は速やかに把握をして、保険者である市町村や国保連合会、医療機関などとともに受領委任払いというものを含めてそのあり方を早急に検討させていただきたいと思っている。実施している市町村保険者数は76市町村にのぼり、こうした実態も踏まえて早急に考えたい。

*長野県民医連として、これらの実現にむけ県担当部局や他団体とも連携をとりつつ引き続き運動を進めていきたい。



ぶらっつばいす

建松本協立病院では、窓口未収金の分析と対応を検討する「未集金担当者会議」を医事課職員とSWが参加して月1回開いています。取り組みはまだまだ不十分ですが、受療権侵害の実態がリアルにつかめる場所でもあります。

Aさんは自営業の50代女性。「酸素療法にかかる月3万円の医療費が払えない」と相談がありました。不況のあおりで収入は経費に消えてしまい、支払いができないので「酸素を止めてほしい」というのです。福祉医療の対象者であったため、支払方法を相談して何と

か治療は継続できましたが、こうした事例が毎回何件も報告されます。

私たちが関わるケースは、地域全体からすれば氷山の一角ではないでしょうか。Aさん個人の問題として捉えるのではなく、社会問題として考えられる職員になることが大事だと思います。(松本・R)

建「PLATZ」の企画で、医療安全委員会が発行しているニュースのバックナンバーを掲載してほしいのですが.....。(匿名)

編集後記

今年は、戦後60周年である。これは、敗戦60周年であり、被爆60周年でもある。60年とは、人生の還暦。あきらかに歴史の節目。60年前の日本国は、どう反省し、今後どんな国になろうと自己宣言したのか。「加害」と「被害」。この歴史的事実をしっかりと踏まえ、憲法改悪勢力と論争したい。単なる条文解釈でない。しっかりと発言し、行動する職員集団でありたい。(た)